

令和3年度第3回図書館協議会

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 令和4年2月10日（木） 午後2時30分～午後4時00分 |
| 会議場所 | 阪南市防災コミュニティセンター6階多目的室 |
| 出席者 | 会長 嶋田 学（京都橘大学） 会長代行 谷本 美由貴（阪南市みんなの図書館を考える会） 委員 岡田 勝志（阪南市立朝日小学校） 委員 森本 典子（阪南市子ども文庫連絡会） 委員 金寄 弥生（本のリサイクル運営委員会） 委員 山口 三智子（図書館フレンズ） |
| 事務局 | 生涯学習部長 伊瀬 徹 副理事兼生涯学習推進室長 矢島 建 副理事兼図書館長 加藤 靖子 図書館長代理 井上 真理 図書館主幹 森下 喜代子 |
| 欠席者 | 委員 下林 奈央（阪南市立鳥取中学校） 委員 宮元 早苗（阪南市立はあとり幼稚園） 委員 高萩 綾子（大阪府立中央図書館） 委員 福井 貴子（大阪府立泉鳥取高校） 委員 頭師 康一郎（市民公募委員） |
| 傍聴者 | 1名 |

令和3年度第3回阪南市立図書館協議会 会議録

令和3年度第3回阪南市立図書館協議会を開会する。本日の協議会は、阪南市立図書館管理運営規則第26条第2項により、委員の過半数が出席しているため、成立している。5名の委員から、欠席のご連絡をいただいている。

はじめに、教育長よりご挨拶申しあげる。

教育長

挨拶

事務局

この度、森本委員が大阪府教育委員会の令和3年度文化の日に、教育功労者として表彰された。委員は、大阪府子ども文庫連絡会の代表を2018年から3年間務められ、現在も運営委員として関わっておられる。また、阪南市子ども文庫連絡会の代表としても、子どもと本をつなぐ活動、公共図書館との連携・協働の長年の活動も評価されたものである。森本委員一言願います。

委員

活動を続けていく中で、阪南市と大阪府、また学校図書館とのつなぎ役としてこれからもがんばれたら、と思っている。今後ともよろしく願います。

教育長

(公務のため退室)

事務局

それでは、阪南市立図書館管理運営規則第26条第1項により、ここからの議事を、嶋田会長に願います。

案件1

令和3年度事業について

会長

令和3年度第3回阪南市立図書館協議会の議事に移る。
案件1、令和3年度事業について、事務局より説明を願います。

事務局

大阪府新子育て支援交付金を活用した事業から報告する。
1番目は、絵の本ひろばである。文化センター小ホールという広い空間で、幼稚園から出向いてもらい、開催した。当日は雨天であったため、徒歩来館の幼稚園が来られず、バスで来館した1園だけでの開催となった。午後には、研修として、学校図書館司書に絵の本ひろばを体験してもらった。

2番目は、2回の英語多読講座の実施である。(チラシ1)

1月23日(日曜日)に1回目を実施した。東京から酒井邦秀先生をお招きし、26名が受講した。裏が、2回目の講座で、3月19日(土曜日)に開催する。こちらは、英語絵本の読み聞かせをメインに、英語絵本のおはなし会も実演する。

3番目は、幼年文学の講座を2月15日(火曜日)に開催する。(チラシ2) 子どもに絵本を読んでいるけれど、どうやったら一人で物語が読めるようになるのかと困っている保護者に向けて、大阪国際児童文学振興財団総括専門員の土居安子氏を講師に迎える。

併せて、幼年文学『おしいれのぼうけん』の複製原画展を2月21日～3月1日まで、サラダホール展示室で開催する。

地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ交付金を活用し、電子図書館サービスを開始した。(別紙1・阪南市電子図書館利用案内)

2月5日(土曜日)から、電子図書館サイトがオープンしている。600万円で購入した電子書籍と、無料で読める名作の青空文庫や、これもほぼ無料で洋書の名作が読めるプロジェクトグーテンベルクを合わせて約3万タイトルである。英語多読用の電子書籍も購入している。今日までの5日間で72人202点の貸出があり、予約も18点入っている。

図書館システムも2月5日から新しくなり、ホームページもリニューアルした。資料検索で電子書籍も同時に検索できるようにし、本の内容も一部表示されるようになった。

次に新自動車文庫(ふれあい号ミニ)の巡回について説明する。(別紙2)

宝くじの収益によるコミュニティ助成金を使った小型のふれあい号がほぼ完成し、今月末に納車予定である。東大阪で製作していたが、先月、車検に備え、本を積み込むため、こちらまで来た。写真は、その時のものである。500～600冊が、あっという間に積み終わり、旧車両と比較すると少しだけしか積めないことを実感した。その分、子どもの本を積んで幼稚園、保育所、認定こども園に、大人の本に積み替えて、高齢者施設にと小回りは効きそうである。

新しいサービス方針としては、対象者を来館困難な交通弱者、幼児や高齢者にシフトし、4月からは、公立保育所、公立幼稚園に加え、私立の子ども園や幼稚園、地域ステーションに巡回する予定である。まちなかカフェや高齢者施設は、コロナ禍でなければ希望するという所もあることから、今年の4月から6月は試行期間として位置づけ、その後も随時。場所や時間の見直しを行っていく。

最後は、森林環境譲与税を活用した事業である。サラダホールエントランスを国産材でつくる本のある居場所とし、木製の机と本棚を設置したが、そこに、まちライブラリーが誕生することになった。

市民中心で運営していただき、図書館は、バックアップを行う。図書館協議会委員の頭師さん、金寄さんが運営メンバーであるので、金寄委員にご報告をお願いしたい。

委員 3月6日に植本祭をする。コロナ禍なので中止・延期になるかもしれないが、がんばっていききたい。

会長 その他、案件1について、質問・意見があれば、願います。

委員 電子書籍に読み上げ機能はあるのか。子どもが識字障害で読みたいが読めない。支援学級にPRはしているのか。

事務局 学校へのPRは、まだサービスを始めたばかりで、できていない。サイト自体も検索しにくい等、使い勝手がよくないので、模索中である。そちらが落ち着けば、学校に対してもPRしていきたい。

会長 発達障害のある人も読めるものとして、マルチメディアデイジーがあるが、ご存じか。伊藤忠財団のわんぱく文庫が子ども向けのを製作しており、希望すれば、無料で寄贈してもらえます。

委員 知っている。普通の本に触れあいたいが難しいので、物語の本を増やすとか読み上げ機能を付加するとか考えてほしい。

会長 今回導入のオーバードライブ社の電子書籍は、英語絵本の読み上げ機能があると聞いているが、その他の図書についてはいかがか。

事務局 いまのところはない。マルチメディアデイジーを電子図書館にのせられるかは確認してみるが、著作権の問題があるのではないか。郷土資料等は可能と聞いている。なお、わんぱく文庫製作のマルチメディアデイジーは、当館にも寄贈いただいている。

会長 いずれの事業の財源が外部から獲得されたものであることに感心した。大阪府の新子育て支援交付金活用事業費の金額はどの程度か。

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>今年度は 252 万円程度であった。上限 500 万円の交付金で、こども家庭課と相談して、組み立てている。子育て総合支援センターも同じ交付金を活用している。阪南市子ども読書活動推進会議で情報交換をしているうちに、「絵本で育む子どもとのふれあい事業」という項目があることをこども家庭課から聞き、活用させてもらえることになった経緯がある。情報共有は大切と実感した。</p> |
| 会長 | <p>こういう関連の補助金は庁内で分け合うことになると思うが、図書館の占める割合が大きいのだなと感じた。政策効果、補助金の使い道としてもとても有効である。運営の形態が変わっても継続してもらいたい。</p> |
| 委員 | <p>新しい自動車文庫の小学校への巡回が、スポット訪問と予約本の配送だけになっているが、前回の協議会で小学校の先生もおっしゃっていたように、バスが来て本があつてこそ読む意欲をそそるのであり、予約をして本を借りるといのは低学年の児童にはしんどいのではないか。低中学年向きの本を積んで、スポットではなく、定期巡回するのは無理なのか。</p> |
| 事務局 | <p>図書館内でも検討を重ねたが、運転担当者の勤務日数に制限があるため巡回日数を増やすことができない。幼い子ほど本を見て選びたいのではないかと考え、小学校から幼稚園・保育所へと方針を転換した。</p> <p>ふれあい号がスタートした平成 2 年 3 月時点では、学校図書館が機能しておらず、学校図書館司書の配置が始まる平成 13 年までは重責を担っていた。現在は、十分とは言えないかもしれないが、学校図書館には司書が配置され充実してきた。小学生の読書環境は、ある程度整っているとみなした。本との出会いが保護者に影響される幼児へのサービスを重視した。</p> <p>小学校へのサービスを切りがたい、行きたいという気持ちから、年に 1 回、学期に 1 回などという形の訪問を考えている。学校図書館にない本は専任司書に予約という形で対応してもらおう。予約本は自動車文庫の巡回日以外は図書館窓口まで取りにくる形であったが、図書館が本を配送することにより、司書の負担を軽減する。なお、留守家庭児童会の本の入れ替えは継続する。</p> |
| 委員 | <p>小学生たちは、小さいころに読んだ本はよく記憶に残っている。タブレット端末の持ち帰りが始まっているが、電子書籍が読書のきっかけになればよいと思う。利用は阪南市立図書館の貸出券を持っている人に限るのか。学校の管理でうまく利用できないか。学校のタブレットは制限が強いので、使えるのかどうかまだ試していない。小型自動車文庫の巡回日は何曜日か。時間帯はいつか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>巡回は平日を予定している。スポット訪問については相談に応じる。毎年、入学式で学校の書類と一緒に図書貸出券登録の案内チラシを配布していただいているが、そのチラシで電子図書館にも触れようと考えている。新1年生だけでなく、未登録の児童も受け付けられる。</p> |
| 委員 | <p>3年生以上の教科書では、資料の利活用が出てくるので、電子書籍が利用できれば、図書館を活用した学習の幅が広がる。</p> |
| 事務局 | <p>電子書籍の研修を、図書館職員と共に学校教育課の指導主事にも受けていただいたので、今後どんな形でどう進めるか相談していく。</p> |
| 委員 | <p>公立図書館と学校との連携も必要だが、今後、電子図書館と紙媒体の資料を合わせて学習する中で、学校図書館も巻き込んで取組んでいかなければ、学校図書館が取り残される。みんなが元気になるよう、うまく考えていただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>電子図書館はスタートしたばかりで、未知の分野が多い。今後、学校図書館専任司書対象の研修の機会も考えている。</p> |
| 会長 | <p>今回導入の電子書籍は1タイトル1ユーザーか。公共図書館が電子書籍を提供してくれるので、学校図書館の資料費は不要というような誤解のないようにしなければならない。</p> |
| 事務局 | <p>1タイトル1ユーザーが基本で、同時アクセス可能なものもあると聞いていたが、日本語の資料にはない。ただし青空文庫は同時アクセス同時利用可能である。英語の資料には同時アクセス可能な資料もあるので、中学生以上であれば使えるかもしれない。先生が1ユーザーとしてスクリーンに大写して、授業に使えるのではないか。</p> |
| 委員 | <p>使う環境の問題になる。自分の小学校は、5年生6年生の教室にしか画面がきれい使いやすい大型テレビはなく、それ以外はプロジェクターとスクリーンが必要である。すぐ使えるという状況ではない。学校や教室によって違いがある。</p> |
| 事務局 | <p>運用の事例としては、先生が借りて全員で大画面でみたり、朝の読書用の本を忘れた子どもが電子書籍を利用したりというものが考えられる。他自治体の例を見ると、青空文庫（著作権フリー・同時アクセス可能）から「宮沢賢治」や「新見南吉」を選べばクラス全体で、同じ本でも別の本でも、うま</p> |

く利用できるようである。電子図書館は普通の検索がしにくいので、特集の見せ方を工夫して、利用しやすくしていく作業が必要である。

会長 リアルな図書館の表紙見せ（面だし）のような作業と理解した。青空文庫を含め 30,000 タイトルときいたが、予算 600 万円での購入件数は、どれくらいか。

事務局 現在発注中のものも含め、約 3000 タイトル購入の予定である。

会長 小型の自動車文庫は、市内のすべての幼稚園、保育所に巡回するのか。

事務局 公立の園所は巡回するが、私立については希望しなかった園もあった。月一回の巡回を予定しており、4～6 月は試行期間として、探りながら調整していく。4 月開園の尾崎の認定こども園については、開園して落ち着いた頃に打診するつもりである。

会長 瀬戸内市の図書館長時代、すべての幼稚園や保育所を回ることで、子どもたちに本を選ぶ力がついた。いままで巡回していた小学校は、巡回がなくなるとは寂しいし、特殊車両が来ることのイベント性もあったと思うが、学校図書館の充実を考えると、移動図書館が来てくれるからいいか、となるおそれもあるので、学校図書館の司書の育成や資料費のことも含めて、個人的には政策の方法として適切な対応と考える。一方で、学校司書の勤務日数の問題など、不足している部分をスポット巡回などの柔軟な対応で支援していただきたい。

会長 続いて、案件 2、令和 4 年度事業予定について に移る。事務局より報告をお願いします。

案件 2 令和 4 年度事業について

事務局 令和 4 年度の図書館費の予算内示は、例年通りの額となっている。図書費も減額は免れそうである。

新たに取り組む事業は予定していないが、申請している新子育て支援交付金がつけば、絵の本ひろばや講座を開催したいと考えている。

会長 事業の大まかな概要、資料購入費等をお示しいただけないか。

事務局 図書購入費は約 700 万円、新子育て支援交付金から約 100 万円の計約 800 万円と令和 3 年度と同額程度となっている。

事務局 小型ふれあい号は実質令和 4 年度の新事業となる。電子書籍もスタートしたばかりなので、来年度も積極的にすすめていきたい。

委員 小型ふれあい号の出発式はないのか。

事務局 毎年 5 月 5 日にサラダホールで行われる、こどもの日フェスティバルでお披露目しようと考えている。本来であれば、旧車両の引退の式典も行いたかったが、老朽化等でうまく引き継げなかった。旧車両の売却は既に決まっている。

会長 活躍した写真を引き伸ばして、写真展ぐらいはしてあげればどうか。
自分の経験で言えば、近所の幼稚園児・保育園児にきてもらって、テープカットでスタート式を行った。コロナの心配もあり、時節柄難しいのかもしれないが、市の施策として、アピールなさってはどうか。前向きに考えていただきたい。

会長 この件について、意見・質問はあるか。

なければ、案件 3 について説明をお願いします。

案件 3 文化センター・図書館の指定管理について

事務局 (資料 2、資料 3)

当日配布の資料 2 をご覧いただきたい。図書館に指定管理者制度を導入するにあたり、阪南市立図書館条例の一部改正が必要になったため、昨年 12 月議会で上程をしている。改正内容は① 指定管理者による管理、として、指定管理者に図書館の管理を行わせることができるものとする。② 指定管理者が行う業務、として指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務を定める。③ 指定管理者の指定の手続き、として、公募により指定管理者を指定する。④ 管理の基準、として、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の管理の基準を定める。⑤ 指定の取消、として、指定の取消又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。の 5 点である。施行期日は、公布の日となっている。

資料の2枚目以降が改正された阪南市立図書館条例である。指定管理者による管理が第8条、指定管理者が行う業務が第9条、指定管理者の指定の手続きが第10条、管理の基準が第11条、指定の取消し等が第12条となっている。今後図書館管理運営規則についても改正を予定している。

図書館条例で指定管理者を公募により、指定すると規定したが、選定するための委員会についても条例設置することになっている。この件については、生涯学習推進室長から説明する。

事務局

阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例案について説明する。これまで教育委員会では所管する各施設について、目的を効率的・効果的に発揮させるために、留守家庭児童会をはじめ、文化センター、社会体育施設、公民館に指定管理者制度を導入してきた。指定については、各施設の規則に基づき設置する選定委員会で選定した後、議会の議決を経て指定管理者の指定となる。選定委員は無報酬でお願いしてきた。現在、令和5年4月からの文化センター・図書館の一体的な管理運営に向けて、準備を進めている。2つの施設の性質が大きく異なることに加え、市民ニーズについても専門化・高度化・多様化すると考えている。

今回この条例を制定することにより、選定委員会の所掌事務を明確にするとともに、委員の役務に対する対価として、委員報酬を位置づけることで今までより専門的かつ広範な見地から候補者の選定を行える人材に委員になっていただき、市民のニーズに対応できる指定管理者の選定を行いたいと考えている。

条例案については資料3のとおりである。委員報酬については、本条例の附則で別途、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の事務改正を合わせて行う。3月議会で本条例案を提案し、承認後は、直近の図書館協議会で報告させていただく。

会長
会長

この件について、意見・質問はあるか。

第8条、指定するものに「管理を行わせることができる」という条項の意味合いとしては、直営の図書館が存在することも踏まえつつ、指定管理者による管理もできるということにであり、様々な不都合があつて直営に戻した自治体の前例もあるので、危機管理の観点からも、柔軟な対応ができるように、このような条文になっているものと推察する。

事務局

ご推察のことも含めて、阪南市においては、体育館、公民館、文化センター、いずれの条例についても指定管理者に「管理を行わせることができる」という条文となっている。

| | |
|-----|---|
| 会長 | 政策の流れを踏まえて、これまで発言にもあったかもしれないが、懸念事項、お願いしたいことや前向きに新しい展開などはないか。図書館と文化センターが一体的な指定管理になることで、収益を文化事業に再投資していくなど、事業者が気持ちがあれば、市民へのフィードバックもありえる。図書館は法的な縛りもあるが、うまく制度活用をしてほしい。 |
| 事務局 | 指定管理者の選定委員会には図書館協議会からも委員として入っていただく方向で検討しているが、人選については会長と事務局に一任でよいか。 (異議なし) |
| 事務局 | 今後のスケジュールとしては、事務局で作成した募集要領や仕様書の案を選定委員会で検討いただき、公募への手続きを進めることとなる。指定管理者の決定は、9月議会での議決をめざしており、その後、半年で引継ぎをしていく。 |
| 会長 | 資料3の選定委員会の任期は、候補者の選定だけでなく、指定の取り消しに関するような検討事案が出た場合の選定にもかかわるのか。 |
| 事務局 | 選定委員の基本的な業務は候補者の選定であるが、公立の施設にふさわしくないような事業者であったような場合、指定の取り消しが必要になる。その場合の判断についてもご意見をいただきたい。 |
| 委員 | 図書館長と文化センター長は別になるのか。 |
| 事務局 | 複合施設の場合、1事業者が性格の異なる施設を一元管理するのはまれだと考えている。それぞれの運営に強い事業者に組んでもらうジョイントベンチャーを想定している。事業者の提案の内容にもよるが、館長を一人にして片方を副館長にするパターンなどが考えられる。 |
| 会長 | 事務局サイドの立て付けとしては、それぞれの専門性が生きる形をとりながら、事業者間の連携が図られる構想になるということか。 |
| 事務局 | 両方の施設の活動を担保できる事業者がよいと考えている。そういう形の仕様書の作りこみをめざしている。 |
| 委員 | 選定委員会の委員は何人くらいか。 |

事務局 今回は性格の違う施設の選定委員会となるので、多めに確保したいと考えている。今のところは9人以内くらいでと考えている。

会長 選定委員会で仕様書に意見が言えるのか、できあがった仕様書の中で事業者を選ぶことになるのか。

事務局 5月に募集をかけ、6月に決定としたい。ほぼ完成の仕様書になるが、選定委員会に提案して、意見を頂き、キャッチボールができるようなスケジュールを考えている。

会長 図書館運営の事業者で指定管理をするのはいつからか。

事務局 令和5年の4月からである。

会長 1年あるということなら、選定のスケジュールがタイト過ぎないか。

事務局 令和4年9月議会で議決をいただき、そこから半年間で引き継ぐ、というスケジュール案である。今までの指定管理者の議決は、12月議会が多かったが、図書館としてはできるだけ長い期間を設けて、ていねいに引継ぎを行いたいと考えた。

会長 理解した。重要な仕事を担って頂く事業者の選定となるので、図書館協議会の意見も踏まえつつ、進めていただきたい。よろしく願います。

委員 今のサービスを低下させることのない仕様書にしていただきたい。それ相応の予算をつけてもらわないと良い事業者が来ない。サービスに見合う予算をつけてほしい。

委員 指定管理者に募集をかけて、この事業者では無理ではという応募しかない場合もあるのではないか。

事務局 最低基準をどう設けるかも選定委員会に諮問させていただく。これまでの選定委員会の傾向では、総得点の6割を基準点にしている。基準点に満たない事業者であれば、選定を見送り、再度の募集をかけるが、スケジュールはタイトになる。

会長 仕様書のレベルが高すぎるのではないかとか、次の募集ではレベルを下げるべきでは、というような議論が起こらないようにしていただきたい。

事務局

仕様書の基準は現在の図書館サービスが低下することがないようにしなければならないが、指定管理者制度はどうしても費用対効果、委託指定管理料で人件費を下げることとなり、今回の行革の取組みのひとつとして説明させていただいた。長期的に見た人件費の削減というのは一つの目標にはなっている。しかし、明らかに図書館サービスが低下するということになれば、指定管理にするということであらためて市全体で協議していくことになると思う。

参考として、前年度の3つの公民館の指定管理者制度導入においては、当初3館のうち2館しか応募がなかったことから、すみやかに再募集をすることになり、選定委員会を開催し、周知期間不足だったのではないかと、PRをうまくしようということで同じ内容の仕様書で進めた結果、選定することができた。

会長

案件3については、これで終わりとしてよいか。では案件4、その他について、何かあるか。

市民の図書館に対する思いを制度化したものがこの図書館協議会である。忌憚のないご意見をいただきたい

委員

学校のタブレット端末のセキュリティが高いということだったが、基準がわからない。例えば、コロナで自宅待機になった場合使えるのか。

事務局

学校教育課の指導主事は、子どもたちに電子書籍の利用を進めていきたいと考えてくれている。セキュリティが問題で電子図書館を使えないようなら、担当課の学校教育課に問い合わせしてほしい。

図書館としては、タブレットで電子図書館を使えることを前提にしている。図書貸出券番号と西暦の生年月日の入力が必要なのだが、低学年には難しいかもしれない。子どもたちがアクセスするためには、どうしたら敷居が下がるのか。紙の本は、持ってきてぱっと開けばよいので、やはり手軽である。10分の朝読タイムで電子書籍を使うとして、半分の5分を設定に使ってしまうのではないかと。中学生くらいになれば、スマホを使いこなしているから、活用されるのかもしれない。うまく使ってもらうにはどこに働きかければいいのか模索しているところである。

GIGAスクールはコロナのない時期に、プログラミングの教材として学校で使うことを想定していた。長期に休む時の使用は考えていなかった。電子書籍も使えるようになったので、新しい効果的な活用の仕方をいろいろ考えていければと考えている。

委員

図書館と学校図書館の連携を直営の今は一生懸命してくれているが、指定管理者になっても継続されるのか危惧している。

事務局

仕様書には学校連携も盛り込む予定である。

委員

仕様書に盛り込まれても、実行してくれるかどうかは不安である。

事務局

指定管理になっても、阪南市立図書館ということには変わりはないので、生涯学習センター的機能でマネジメントを続けていく。

社会体育施設と文化センター、それぞれ審議会・協議会に事務局としての職員と指定管理者が参加している。できるだけコミュニケーションをとって、指定管理者制度導入後も市と指定管理者が一体となって、皆さんとお話もしていきたい。よろしく願います。

会長

その他、なにかあるか。なければ、本日の会議はこれで終了とする。

事務局

来年度は、任期の2年目となり、3回の開催を予定している。1回目は令和4年7月下旬から8月を予定している。

新年度の人事異動や担当変更により、所属や委員の交代があった場合は、事務局までお知らせいただきたい。